

肉用牛経営開始円滑化支援事業実施要領

制定 令和4年7月1日 4畜第250号

第1 趣旨

新規就農者の確保及び就農後の円滑な定着を図るため、肉用牛経営開始円滑化支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

第2 事業主体の要件

本事業の事業主体は、農業協同組合又は公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）とする。

第3 事業の内容等

本事業の内容等は別表のとおりとする。

第4 事業の実施

1 計画の申請

- (1) 事業主体が、事業を実施しようとするときは、肉用牛経営開始円滑化支援事業実施計画認定申請書（様式1）に肉用牛経営開始円滑化支援事業実施計画書（様式A）（以下「計画」という。）を添えて、知事に計画の認定申請を行うこととする。なお、計画は事業主体の所在地を管轄する振興局長へ提出するものとする。
- (2) 計画の提出を受けた振興局長は、計画の内容の確認及び必要な指導を行った上で、農林部長に進達するものとする。

2 計画の認定

知事は、提出された計画の内容が適当であると認めたときは、これを認定するものとし、認定した計画については予算の範囲内において、別に定める補助金交付要領により事業主体に補助するものとする。

3 計画の変更

- (1) 認定を受けた計画の重要な変更をしようとするときは、肉用牛経営開始円滑化支援事業実施計画変更申請書（様式2）に変更する計画を添えて、第4の1に準じて手続きを行うものとする。
- (2) 重要な変更は、次に掲げる変更のことをいう。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業主体における事業費の20%を超える増減
 - ウ 補助金の増又は20%を超える減
- (3) 重要な変更以外の変更は、変更届（様式3）を提出するものとする。

第5 関係機関との連携

- 1 本事業の実施にあたっては、事業主体は預託体制の構築等について、市町、振興局等の関係機関と十分に連携するものとする。

2 県は、本事業の適切な実施や事業の効果を確認するため、事業主体に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第6 その他

その他この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から適用する。

(別表)

事業主体	事業内容	採択要件	補助率
1. 農業協同組合 2. 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）	1. 肉用牛経営開始円滑化支援事業 牛舎整備に取り組む新規就農者の導入牛を一時的に預託するための体制整備等にかかる費用の一部を支援する。	1. 新規就農者の導入牛を一時的に預託するための体制を整備すること。 2. 複数年度にわたり実施する場合には、実施1年目に要する経費のみ対象とする。 3. 事業の実施については、1事業主体当たり1回とする。	1 / 2 以内

(様式1)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

事業主体名
所在地
代表者氏名

年度肉用牛経営開始円滑化支援事業実施計画認定申請書

年度において、肉用牛経営開始円滑化支援事業実施計画の認定を受けたいので、肉用牛経営開始円滑化支援事業実施要領第4の1に基づき、計画書を添えて申請します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

(様式2)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

事業主体名
所在地
代表者氏名

年度肉用牛経営開始円滑化支援事業実施計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた標記事業の実施計画を変更したので肉用牛経営開始円滑化支援事業実施要領第4の3に基づき申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

(様式3)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

事業主体名
所在地
代表者氏名

年度肉用牛経営開始円滑化支援事業実施計画の変更について（届出）

年 月 日付け 第 号で認定を受けた標記事業の実施計画を下記のとおり変更したいので、肉用牛経営開始円滑化支援事業実施要領第4の3に基づき届けます。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)